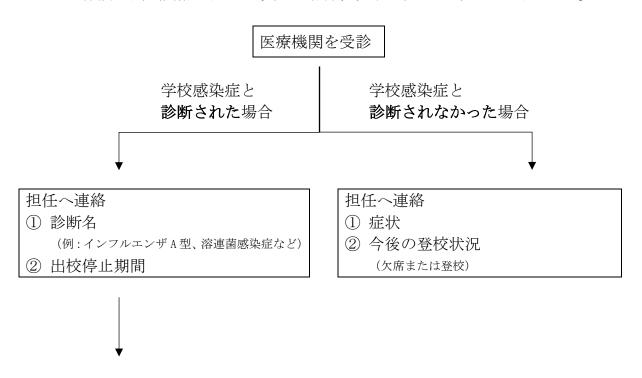
<学校感染症の対応について>

体調不良(高熱や強い症状)の場合、以下の流れで対応してください。



治癒後、医師による診断書または本校指定の通知書 (2ページ目の「通知書」を印刷) を医療機関で作成してもらってください。

診断名、出校停止期間、医療機関所在地、医療機関名および押印が必要です

登校時に、担任へ診断書または通知書をすみやかに提出してください

※「学校感染症」とは学校保健安全法施行規則第18条による学校において予防すべき感染症を指します。

享栄高等学校校長様

 受診患者
 様(男・女)

 平成
 年月日生才

通知書

上記の者は学校保健安全法第19条に基づく同施行規則第18条にあげられている「 」と診断致しました。

よって、 月 日から 月 日頃まで治療・休養を必要と認めますので通知致します。

平成 年 月 日

医療機関所在地及び名称

医 師 名 即

- *学校保健安全法施行規則第18条による学校において予防すべき感染症の種類は次のとおりです。
 - 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マール ブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、急性灰 白髄炎 (ポリオ)、中東呼吸器症候群 (MERS)、特定鳥インフルエンザ (H5 N1及びH7N9)
 - 第二種 インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除 く。)、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄 膜炎菌性髄膜炎
 - 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性 角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

(年 組)